

規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG

横断的制度分野担当SW「国と地方の規制合理化」 ヒアリング調査票

【ヒアリング項目】	農業近代化のための資金融資について
1. 所管府省庁	農林水産省
2. 根拠法令等	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン
3. 国の地方に対する関与の具体的内容	<p>本ガイドラインは、都道府県が農業近代化資金融通法第2条第3項に規定する農業近代化資金について、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での農業近代化資金制度の適切かつ円滑な運営を図るために、国が貸付条件等制度の運営に関する基準を技術的助言として明らかにしているものである。</p> <p>(財)農林水産長期金融協会の農山漁村振興基金からの利子助成について本ガイドラインでは、ガイドラインに規定する農業近代化資金がこれに該当すること及び助成を受けるための手続きの一部を紹介している。</p>
4. 当該関与の歴史的経緯（導入経緯等）	<p>平成17年度から実施された三位一体改革による国庫補助金の税源移譲後においても、農業者に対して農業近代化資金の融通が円滑に行われるよう、与野党の指摘及び都道府県担当者からの意見を踏まえ、本ガイドラインを制定したものである。</p> <p>一方、農山漁村振興基金からの利子助成については、国の重点施策である効率的かつ安定的な農業経営を育成し、このような農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を実現するための手法として、農業経営基盤強化促進法等に規定する認定農業者が制度資金の融資を受ける際にその金利を低減するものであり、本ガイドラインの制定前から実施している。</p>
5. 当該関与を無くした場合の影響	<p>農山漁村振興基金の利子助成対象とする資金や対象者については、本ガイドラインとは別に農山漁村振興基金の利子助成要綱で定めており、本ガイドラインでその範囲を限定しているものではない。</p>
6. 当該関与の廃止・縮小についての見解	<p>本ガイドラインにおいては、農山漁村振興基金の利子助成の対象とする資金、対象者について確認的に記述しているものであるが、農山漁村振興基金からの利子助成に関する表現について誤解を与えるのであれば、都道府県担当者の意見を聞いた上でガイドラインの表現を改めることを検討する。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。